

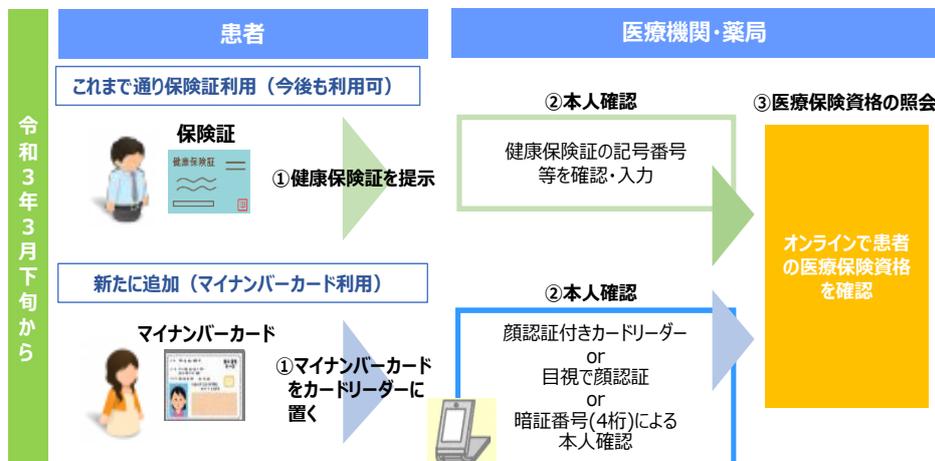
～ ご留意ください ～

マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

- ★ 2021 年 3 月下旬以降、所定のシステム導入が完了している医療機関・薬局においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになる予定です。
 - ★ 但し、全ての医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用可能となるまでには相当の期間を要することが見込まれます。
 - ★ 従って、現在お持ちの健康保険証は引き続き必要です。紛失することのないように十分ご注意願います。
- (当面、医療機関・薬局を利用する場合、健康保険証を持参するのが確実です!!)

【概要】

- この3月下旬から、健康保険証の記号番号やマイナンバーカードのICチップなどをもとに、医療機関や薬局が、加入している医療保険などをオンラインですぐに確認できる仕組みが始まる予定です。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の自己負担をすることがありません。



- オンラインで資格を確認する仕組みを導入済みの医療機関・薬局と未導入の医療機関・薬局で対応が異なります。

	保険証	マイナンバーカード
導入済の医療機関・薬局 (※1)	○	○ (※2)
未導入の医療機関・薬局	○	×



(※1) 導入・未導入の見分け方

利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金のHPで公表される予定です。また、導入医療機関等のポスター・ステッカー等で確認できます。

(※2) マイナンバーカード利用のためには、事前にマイナポータルで健康保険証利用の申し込みが必要です。